


所管部課	総務部 職員課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市職員の給与に関する条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>自転車等その他交通用具を使用する職員に支給する通勤手当について、支給額を見直し、非課税限度額の範囲内とするものである。</p> <p>(1) 主な改正内容                  自転車等その他の交通用具を使用することを常例とする職員に支給している運賃相当額を非課税限度額の範囲内に改正する。(別表第2)                  支給の始期について、増額して改定する場合の基準日を「事実の生じた日」から「届出日」に変更する。</p> <p>(2) 施行日 平成31年10月1日</p> <p>(3) 影響及び効果                  通勤手当の支給額等について、一部課税対象となっていたことが是正され、適正化が図られる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成31年3月27日 職員組合から同意書を受理                  文書課審査済</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。